

震災障害者・震災遺児実態調査について〔調査概要〕

阪神・淡路大震災に起因する障害者（震災障害者）、遺児（震災遺児）については、その実態が十分把握されていなかったが、平成 22 年度、復興フォローアップ委員会から「震災障害者、震災遺児の実態把握や将来の災害に備えとなる教訓の抽出を図るべき」との提言があったことを踏まえ、兵庫県、神戸市合同で実態調査を行ってきた。

平成 22 年 12 月には、アンケート調査をもとに中間集計を行ったが、この度、さらに分析を加え報告書を作成した。

I アンケート調査

クロス分析、他の調査等との比較等を行い、分析を加えた（別紙 1、別紙 2 参照）。

(1) 震災障害者（7 ページ～参照）

① 調査対象

身体障害者手帳交付申請書(H7.1～H22.3、約 32 万件)の内容を確認し、次の条件に合致する 328 人を震災障害者として特定した。

○障害者手帳交付申請書添付の医師の診断書・意見書の原因欄に「震災」の記載があること

○発生年月日が平成 7 年 1 月 17 日で、場所が被災地内であること。

② 調査方法等

対象者に郵送でアンケートを行った。死亡者については、ご遺族へのアンケートを試みた。

【調査期間】 平成 22 年 11 月 22 日～12 月 3 日

【回収率】 発送数：269 人 回収：90 人 回収率：33.5%

(2) 震災遺児（71 ページ～参照）

① 調査対象

阪神・淡路大震災遺児等育英資金受給者（419 人）

その保護者（324 人）

② 調査方法等

対象者に郵送でアンケートを行った。

【調査期間】 平成 22 年 11 月 22 日～12 月 3 日

【回収率】 〈本人〉 発送数：410 人 回収：74 人 回収率：18.0%

〈保護者〉 発送数：324 人 回収：79 人 回収率：24.4%

II 面接調査

震災障害者、震災遺児本人及び震災遺児の保護者に面接調査の意向確認を行い、了解をいただいた方に対して訪問し、ヒアリングを実施した。

（震災障害者 123 ページ～、震災遺児 275 ページ～参照）

訪問調査実施数

(単位：人)

		人 数
障害者	本 人	2 7
遺 児	本 人	7
	保護者	1 2
合 計		4 6

III 精神障害者・知的障害者の取扱い

(1) 対象者の特定

保健福祉手帳申請書類等の内容を確認し、原因等に「震災」の記載がある者 153 人を抽出したが、精神科医及びこころのケアセンターの医師から意見を伺ったところ、申請書等に「震災がきっかけで」と書かれても、診断内容から震災などの外的要因と結びつくとは考えられないケースが多く、震災との因果関係が認められるケースは少ないということから、最終的に 21 人が震災が原因との判定結果となった。

(2) 今後の対応

以下の課題が専門家から指摘されている。

- 調査することにより障害者本人に心的負担を与える、症状の悪化を招きかねない。
- 希望される方に面接調査を行ったとしても、かなり偏った症例の検討としての意味しかなく、全体の実態把握につながらない。
- 症例が少なく、個人が特定されてしまう恐れがある。

以上のことから、これ以上の調査は行わないこととする。

震災障害者実態調査の概要

1 障害等級分布

本調査で特定した震災障害者のうち、障害等級1級の人は16.5%（54人）であった。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害障害見舞金の支給要件は労災1級に相当する者に限られていることから、震災障害者の大部分の人は災害障害見舞金を受給できなかつたことになる。

そのため、障害見舞金の支給要件の緩和が必要と考えられる。

2 身体障害者手帳の取得時期

今回特定した震災障害者は、44.8%（147人）が平成6年度、7年度に障害者手帳を取得していたが、取得までに長期間を要する人も多く、震災障害者の把握を一層困難なものにしている。

そのため、申請書類に記載するなどの方法で震災障害者を把握する必要がある。なお、障害等級と手帳取得時期との間には明確な関係は見いだせなかつた。

3 現在の健康状態と生活

(1) こころの健康状態

健康関連の指標を使って、震災障害者の現在の健康状況を調査したが、障害等級と精神的健康状態との間の関係性が薄く、住まいの確保状況や同居家族の有無、震災での失業等、被災による生活変化が影響している可能性が強いことが分かつた。

そのため、震災時には、震災障害者を被災者に対するこころのケアの対象として対応する必要がある。

(2) 他の原因による障害者の生活との比較

「神戸市障がい者生活実態調査（平成22年）」の結果と比較したところ、震災障害者との間に大きな違いは見いだせなかつた。

のことから、現時点においては震災障害者に対する特別の支援の必要性は少ないと考えられる。

〔神戸市調査との比較項目〕

- 年齢構成 住まいの形態 家族構成 就労の有無
- 就労形態 年収 介助の状況 相談先

4 被災時の状況

(1) 負傷原因

53.3%が家屋倒壊、10.0%が家具転倒により負傷していることが判明した。

震災障害者を減らすためには、住宅耐震化、室内安全対策が重要であることが示された。

(2) 救助の状況

① 救助者

「近所の人」が52.2%、「家族」が34.4%などとなっており、消防・警察・自衛隊の公的救助機関は22.2%であった。

人命救助には自主防災が重要であることが示された。

② 救助までに要した時間

被災後救出までにかかった時間が3時間までの人はわずか24.4%であり、48時間以上を要した人も4.4%あるなど救出までに長時間を要していた。

しかしながら、救出までの時間と障害等級との間には明確な関係は見いだせなかつた。

(3) 治療の状況

① 搬送方法・搬送時間

最初の病院への搬送が救急車によるものは 22.2%にとどまり、自家用車、担架など私的手段による搬送は 67.8%となっている。1 時間未満で搬送された人は 25.6%にとどまり、6 時間以上かかった人が 18.3%にのぼった。

しかしながら、搬送方法・搬送時間と障害等級との間には明確な関係は見いだせなかつた。

② 入院の状況

31 日以上入院していた人が 47.6%を占めているが、入院期間と障害等級との間には関係性は見いだせなかつた。

(4) 相談窓口の利用

相談窓口を利用した人は全員早期(震災後 3 年程度)に障害者手帳を取得し、福祉サービスを受けていたが、57.8%の人が震災復興総合相談センターや市町の相談窓口を知らず、62.2%が利用していなかつた。

総合相談窓口の設置とその周知が重要であることが示された。

5 自由記載の回答内容

(1) 震災当時必要だった支援

「もっと目を向けてほしかつた。」などの意見が多かつた。

そのため、震災障害者の人数の把握、情報提供のあり方等を災害対策として認識して対応する必要があると考えられる。

仮設住宅の抽選に当たらなかつた等、住宅確保や経済的支援に関する記述も多かつたが、いずれも震災障害者特有の課題ではないと考えられる。

(2) 震災当時、相談したかったこと

「情報に目をやる余裕がなかつた」などの意見があり、相談したかった内容は、医療、住まい、仕事、学校など多岐にわたつていて。

そのため、単なる障害者向けの相談窓口ではなく、被災者に対する総合相談窓口が必要で、情報提供方法にも工夫が求められていると考えられる。

(3) 震災による障害を防止し、あるいは軽減するために重要なこと

住宅の耐震化、家具固定をあげる人が多かつた。

「もっと早く救出してもらつていれば」など、救助・救急段階での改善を望む記入も多かつた。負傷してから治療まで、平時では考えられない長時間を要した例が多いことは事実であり、今回のアンケート調査では救助されて障害が残らなかつた人との比較などの分析は行っておらず、救助・救急が障害の一因になつたことを否定するものではないことから、引き続き、迅速な救助・救急体制の充実を図る必要があるものと考えられる。

(4) 将来、災害で障害者になられた方に必要と考えるサービス

「相手が天災であるだけにぶつけるところがない」など、災害によって障害を負つたことに対するこころのケアの必要性をあげる人が多かつた。

経済的支援を求める声も多かつたが、震災障害者特有のニーズは見いだせなかつた。

震災遺児実態調査の概要

1 遺児の住所地

アンケート回答者の震災時の住所をみると、被害がほとんどなかった加古川市、小野市にも遺児が存在した。また、遺児の育英資金支給時の住所は16.7%が県外で、全国に分布していた。

そのため、遺児の把握、支援の提供には、学校ルートを使うなど、被災地外にも目を配る必要がある。

2 遺児の保護者

今回の調査対象者419人はほとんどが親族に引き取られており、施設庁や里親などが保護者になっている人は7人(1.6%)であった。

3 遺児のこころの状態

専門家による「こころのケアや癒し」を必要だと思ったことのある遺児は43.2%で、そのうち実際に治療やカウンセリングを受けた人は43.8%であった。

現在の遺児の健康状態を表す指標をみると、震災当時、12歳以下だった人の精神的健康状態を表すスコアが特に低い傾向にあった。

被災後の児童・生徒に対するこころのケアの重要性が示されたと考えられる。

4 現在の生活と健康状態

(1) 就学状況

遺児の既卒者の最終学歴は、大学・大学院・短大・高専63.8%等となっており、全国の大学進学率と比較して遜色のないレベルにあった。

(2) 就業・収入の状況

求職中の人もおられたが、割合的には全国の失業率と同レベルであった。

世帯収入も、全国平均と比較して大きく見劣るということはなかった。

5 保護者の状況

(1) 世帯収入

震災遺児保護者の世帯収入は、全国の母子・父子世帯の収入と大きな差はなかったが、全国の平均世帯収入よりかなり低く、遺児育英資金の意義は大きいと考えられる。

(2) 遺児の養育に関する悩み

「教育・進学」が45.6%でほぼ半数を占めており、保護者にとって、遺児の教育問題が最大の悩みであったことが示された。

6 震災遺児支援に対する評価（自由記載）

(1) 受けた支援・役に立った支援

遺児、保護者の回答とも奨学金等が最も多く、あしなが育英会のこころのケアなどの活動も多かった。県の育英資金への評価、感謝の声が多かった。

震災遺児に対する遺児育英資金や学費免除が大きな効果を発揮したことが示された。また、あしなが育英会の活動に対する評価が高いことから、今後の災害では連携を強める必要があると考えられる。

(2) 必要だった行政の支援

遺児、保護者とも資金援助が最も多かった。

保護者の回答の中には、親に対するこころのケアや育児相談などを求める声が複数あった。また、応急仮設住宅の優先入居等に父子世帯に対する支援がなかったことを指摘する声もあった。

災害時の相談窓口に関する情報提供や、父子家庭に対する支援のあり方の再検討が必要と考えられる。

(3) 将来の大災害で必要となる支援

遺児、保護者との回答では育英資金等経済的な支援を求める声が最も多く、こころのケアがそれに続いている。